

令和元年度（2019年度）第3回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2019年8月1日（木）午後2時開会

場 所：かでの2・7 7階 710会議室

1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻より少し遅くなりましたが、ただいまより令和元年度第3回北海道環境影響評価審議会を開催いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、11名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹花よりご挨拶を申し上げます。

○竹花環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹花でございます。

6月1日付の人事異動で、私を含め、事務局スタッフが一部かわりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、第3回北海道環境影響評価審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、また、非常にお暑い中、審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

前回、5月末に開催した審議会におきましては、松前町札前ウィンドファームの配慮書、えりも風力発電の方法書、江差風力発電の準備書の3件について答申案のご審議をいただいたところでございますけれども、審議会の後、一部、文言調整を行った上で答申をいただきまして、配慮書の案件については6月11日付で事業者に対して知事意見を述べさせていただき、方法書、準備書につきましては、それぞれ、6月6日付、6月7日付で経済産業大臣に対して知事意見を述べたところでございます。

委員の皆様には、熱心にご審議、ご協力いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

本日の議事については、ご案内のとおり、えりも町風力発電事業計画段階環境配慮書の新規1件のみですが、これまでと同様、慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（武田主幹） 4月から新しく委員になられた方のうち、笠井委員は今回が初めての出席となりますので、改めてご紹介いたします。

笠井委員、一言お願いします。

○笠井委員 北海道大学の笠井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（武田主幹） ありがとうございます。

また、事務局も6月に竹花課長以外に新たに1名が加わりましたので、ご紹介します。

橋場主査です。

○事務局（橋場主査） 橋場と言います。よろしくお願ひします。

○事務局（武田主幹） それでは、議事に戻りまして、手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1と資料1-2です。

配付漏れ等ございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は1件で、1回目の審議となります（仮称）えりも町風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、30分程度予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は、山下会長にお願いいたします。

3. 議 事

○山下会長 それでは、始めたいと思います。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議事録に署名する2名の委員を指名いたします。

本日は、秋山委員と露崎委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

議事は、本日1回目の審議となる（仮称）えりも町風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（佐藤専門主任） 本配慮書は、7月9日付で受理し、本審議会には7月11日付で諮問させていただいております。

縦覧期間は、7月10日から8月9日までとなっております。

なお、事業者からの知事意見の提出期限は9月27日です。

本配慮書は、初めての審議となりますので、まず、図書により事業概要の説明を行った後、事務局から行いました1次質問及び事業者回答についてご説明いたします。

では、まず、図書の4ページをごらんください。

事業者は、JR東日本エネルギー開発株式会社で、発電所の出力は40万キロワットから50万キロワット、単機出力は4,000キロワットから5,000キロワット、最大100基の風力発電機を設置する計画となっております。

事業実施想定区域は、5ページにあります。えりも町の南側の約7,500ヘクタール、関係市町村はえりも町と北側の様似町となっております。

少し飛びますが、22ページ、23ページをごらんください。

事業実施想定区域の検討では、22ページの図ですが、黒い波線の事業実施想定区域案

を設定し、そこから日高山脈襟裳国定公園、鳥獣保護区、急傾斜地崩落危険箇所、I B A、K B Aを除外し、生活環境上留意が必要な施設から500メートル、住居からの離隔距離として、一般国道、主要地方道から500メートルの距離をとり、23ページに示す、同様の黒い波線になりますが、こちらの事業実施想定区域を設定したとのこと。

続きまして、44ページをごらんください。

こちらは、複数案の設定になります。

区域を広めに設定し、その後、絞り込みを続けることにより、位置、規模の複数案とみなす方法をとっております。

続きまして、45ページをごらんください。

風力発電機の構造ですが、4,000キロワットから5,000キロワット級、ローター直径136メートル、全高180メートルとなっております。これまでご審議いただいた他の案件の風力発電機と比較して、最高高度にして30メートル程度大型の風車となっております。

続きまして、49ページをごらんください。

事業実施想定区域周辺の他事業についてですが、現在、方法書段階の（仮称）えりも風力発電事業、配慮書段階の（仮称）えりも岬風力発電所の二つがございます。それと位置を比較しますと、事業実施想定区域の東側が重複しております。特に、北東側の肉牛牧場周辺は3事業が重なったエリアとなっております。

少し飛びますが、100ページをごらんください。

地域の概況としまして、動物の注目すべき生息地についての図になります。

動物の重要な生息地として、環境省のセンシティブィーマップにおいて、事業実施想定区域の北側が注意喚起レベルのA3のシマフクロウ、オジロワシ、オオワシの分布情報のあるエリア、南側がオジロワシ、オオワシの分布情報のあるBのエリアに該当しております。その周辺には、I B A、K B A、鳥獣保護区といった区域の設定がされたエリアがあります。

続きまして、104ページをごらんください。

現存植生図になりますが、現存植生は、主に黄色の牧草地、黄緑色のシラカバミズナラ群落となっているほか、ところどころトドマツ植林が入ったエリアとなっております。

続きまして、131ページをごらんください。

こちらは、重要な自然環境のまとまりの場を示した図になります。

国定公園、鳥獣保護区、巨樹・巨木林、I B A、K B Aは、事業実施想定区域から除外しておりますが、保安林が広範囲に分布しているほか、主に河川沿いの植生自然度が9と10という自然度の高い群落も区域に含まれています。

続きまして、134ページをごらんください。

こちらは、主要な眺望点を示しております。

主に、海岸沿いの集落や襟裳岬、百人浜といった海岸付近の主要な眺望点のほか、日高

山脈のアポイ岳、豊似岳を抽出しております。

続きまして、161ページをごらんください。

こちらは、配慮が特に必要な施設及び住宅配置の図になります。

学校、幼稚園、医療機関、福祉施設等からは、最低限の離隔距離として事業実施想定区域から500メートルを確保していることから、最短距離は500メートル、住宅等については、事業実施区域の周囲のほか、区域内にも分布しています。

次に、調査、予測、評価の概要についてご説明いたします。

214ページをごらんください。

計画段階配慮事項の選定の表になります。

項目として、工事の実施については、事業計画の熟度が低いことから選定をせず、土地または工作物の存在及び供用についてはアセス省令の参考項目を選定し、調査、予測及び評価を行っております。

続きまして、218ページをごらんください。

こちらは、評価の判断基準の表となります。

各環境要素との位置関係、重なるの程度から、重大な影響がない、重大な影響が実行可能な範囲で回避、低減されている、重大な影響があるの基準により評価を実施したとのことです。

続きまして、295ページをごらんください。

295ページから299ページにかけては評価結果を整理した表となっております。

評価結果では、全ての項目において、予測結果に基づき環境影響の可能性があったとした項目についても、方法書以降の手続において、留意する事項等により重大な環境影響を回避または軽減できる可能性が高いと評価しております。しかし、評価では、配慮書段階での現時点での評価を行った上で、事業計画において留意すべき事項を検討し、今後手続の中で環境影響の回避、低減を図っていくことが適切であると考えておりますので、1次質問において事業者の見解を聞いております。

以上が図書による事業概要の説明となります。

次に、お手元の資料1-1、資料1-2により、1次質問及び事業者回答についてご説明いたします。

まず、1ページをごらんください。

質問番号1-1です。

図書の公開についての質問になりますが、インターネットでの公表は縦覧期間中のみの措置で、印刷、ダウンロードができないこと、特定のブラウザのみでしか閲覧できないことを踏まえ、閲覧者の利便性向上に進めるべきではないかと質問しています。事業者からは、調査・検討内容は会社の知財であり、縦覧期間後の公表は考えていない、セキュリティー設定の制限等により一部のブラウザに対応していないことについては、今後、検討するとのことです。

2ページをごらんください。

質問番号2-5です。

生活環境保全上留意が必要な施設から十分な離隔距離として施設から500メートル程度を事業実施想定区域(案)から除外したことについて、この500メートル程度を十分な離隔距離と判断する根拠を聞いております。これに対して、環境省の検討会報告書にある苦情の発生件数やえりも町の風力発電設備の設置及び運用基準に関するガイドラインに基づき、最低限の離隔距離として500メートルを考えた、十分な離隔距離という表現は適切でなかったことから、最低限の離隔距離と表現を修正するとのことです。

3ページをごらんください。

質問番号2-13です。

複数案の設定について、回避、低減等の諸条件を踏まえ、発電所の位置、規模を絞り込んでいくとの記載に対し、最大100基、発電所の出力40万キロワットから50万キロワットの基数、発電所の出力についても、今後、絞り込みにより削減する方針か見解を聞きました。これに対して、記載の基数、出力は最大を示しており、これらの規模についても絞り込んでいくとのことです。

次に、質問番号2-15です。

同地域で計画されている他の2事業とのかかわりについて質問しております。先行する事業者との協議状況、他事業との累積的影響についての考え方や方針について聞きました。これに対して、現時点で他の事業者との協議の予定はない、累積的影響については、今後の他事業の事業計画に係る情報収集に努め、検討する、累積的影響の項目としては、大気質、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、景観等を想定しているとのことです。

5ページをごらんください。

調査、予測、評価に関する質問です。

質問番号4-1です。

評価が判断基準の考え方として、評価手法にある実行可能な範囲内の事業者の解釈について質問しております。これに対して、実行可能な範囲内は地域特性、事業特性の諸条件や予測結果を踏まえ、事業の採算と環境影響の回避、低減のバランスから重大な影響を回避、低減するためにできる限りよい措置を行うことと考えているとのことです。

次に、質問番号4-3です。

各項目の評価が環境への影響があると予測されている場合においても、方法書以降の保全措置を講じることを前提に評価を行い、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いとしていることについて質問しております。各項目の評価結果は、配慮書時点での予測に基づき評価を行った上で、補足的に将来的な対応について記載すべきであり、方法書以降の手続において留意する事項は今後の検討内容であることから、配慮書時点での評価の根拠とはならないと指摘しております。これに対して、方法書以降の手続において留意する事項は将来的な対応を想定したものであるが、配慮書段階では重大な環境影響の回避、

低減が大きな目的であることから、現時点での評価を行うとともに、将来にわたって重大な環境影響の回避、低減が可能かについても検討が必要と考えているとの見解を示した上で、影響を受ける可能性があると予測した項目については、これを現時点での評価とし、方法書以降において、留意する事項等を踏まえ、将来的に環境影響の回避、低減を図ることができるかについて検討を行ったと記載を修正するとのことです。

具体的な修正内容については、資料1-2、別添資料4-6ページ以降に修正した各項目の評価結果がございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

6ページをごらんください。

質問番号4-9です。

重大な環境影響は回避または低減できる可能性が高いとする根拠の一つとして、重要な地形及び地質を消失させないことが記載されていますが、この論理によると、重要な地形の99%が改変されても1%残るからよいという結果となり、重大な影響の回避、低減の根拠とはならないのではないかと質問しました。これに対して、重大な環境影響の評価の判断基準が改変の程度が小さいか否かとしており、数字上の判断基準がなかったことから消失するか否かを基準として考えた、現時点での改変の可能性のあるものに関しては、数字上の大小にかかわらず予測結果は影響を受ける可能性があるとし、評価結果も影響を受ける可能性があるとの内容に修正するとのことです。

この質問と関連して、質問番号4-35の景観と質問番号4-37の人と自然との触れ合いの活動の場の内容についても同様の質問をしておりますが、同じ趣旨の回答となっております。

以上が1次質問及び事業者の回答の説明となります。

本配慮書の2次質問につきましては、この後、電子メールにて委員の皆様にご依頼させていただきたいと思っております。ご多忙のところ、いつも短時間でのお願いとなり、恐縮ですが、8月8日木曜日までに質問の追加をいただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本配慮書に関する事務局からの説明は以上となります。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見を願います。

○秋山委員 3ページの重複している部分の関係についてです。

回答では、現時点で協議の予定はないという書き方をしているのですが、この書き方というのは、進んでいったら協議を始めるという意味なのか、それとも、協議をする予定がないのか、どちらで受け取ればいいのか。

○事務局（武田主幹） そのあたりは事業者の考えになりますので、我々もそれ以上は詰めていません。

ただ、アセスの制度というより、事業者間の調整になるのか、それとも、経産省の電気事業法による認可になるのか、どこかの時点で調整が必要と考えます。全ての事業が同時

にできることはあり得ないので、事務局としてはその経過を適宜確認するつもりでいます。

○山下会長 ほかにございませんか。

○露崎委員 同じ部分で、ずっと気になっていたのですが、この事業に関しては、もはや累積的影響を無視しないわけには絶対にはいかないと思いますし、必ず協議が必要となってくると思うのです。

これは自分で書きますけれども、2次質問では、どういう状況が生じたら協議を始めるかも含め、累積的影響を3者できちんと相談し、全体で影響が少なくなるような経営主体を考えてほしいといいますが、そういう質問の形式でやっていけばいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○事務局（武田主幹） 累積的影響をどう考えるかは、今後、どうしても詰めていかなければなりません。そういうことを念頭に置いて、ほかの事業者もそうですけれども、対応をどういう考えで行っていくのか、累積的影響の評価のあり方について、わかるように確認したいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 今までもそうですけれども、累積的影響というのは、今までも、後発の事業者が先発事業者の状況を聞きながら考えるという流れで来ていたと思います。今回はえりも町風力発電事業が3者の中では一番後発ということですから、この事業者が先発の2者に対して協議を図って、どういう状況で動いているのかを聞き、その状況を踏まえて、累積の評価を出さなければいけなくなってくると思うのですけれども、そういう考え方でいいのですよね。

○事務局（武田主幹） 2番目に先行している日本風力開発も、先行しているアールイー・パートナーズを念頭に累積的影響の評価を行わなければならないので、まとめて一つの累積的影響を行うのではなくて、2番目、3番目に進んでいる事業者は、それぞれ可能な限り情報収集して累積的影響評価を行うことになろうかと思えます。

特に、今回の事業実施想定区域は非常に広いので、先行している事業者と住み分けたとしても、全てを包含して影響を予測評価するということになろうかと思えますが、今後、事業者の考えを確認したいと思います。

○隅田委員 一番最初の質問項目についてです。

これは毎回話題になっていますけれども、インターネットでの公表というのは、できるだけやるようにという方向になっているはずですよ。でも、事業者回答は、知的財産であるから継続して公表することは考えていないということです。しかし、知的財産ということと公表するというのは全く別の問題だと思うのです。

例えば、知的財産で公表されているものは世の中にはいっぱいあるわけですよ。でも、それは著作権で守られていて、使う方がそれを不法に使ってはならないということだけであって、自分が持っているものについて、それを一旦見せるけれども、時間が来たらやめるというのは公表しないことの理由には全然ならないと思います。

ですから、できるだけ公表する方向で考えていただきたいと思うのですが、そのところの意見を聞いていただきたいと思います。

○事務局（武田主幹） 了解しました。

これはほかの事業者についても一緒ですが、アセスメント制度の基本的な考え方にかかわる部分なので、続けて働きかけをしたいと思います。

○隅田委員 もう一つ、2ページの質問番号2-10について質問です。

回答では、自衛隊の襟裳分屯基地医務室を対象外にしたことについて、航空自衛隊襟裳分屯基地医務室は、あくまでも航空自衛隊襟裳分屯基地という敷地施設内にある不特定多数の人が利用できる施設でないためと書いてありますが、これは本当ですか、確かめていただきたいと思います。

医療機関をインターネットで調べると、自衛隊の医務室というのは一般の人が使えるようなことが書いあったのです。これは確かめていないのですが、本当に正しいかどうかを一度確認していただきたいのです。

○事務局（武田主幹） 我々も未確認でしたので、改めて確認したいと思います。

○山下会長 ほかにごいませんか。

○玉田委員 まだ配慮書の段階なので、具体的にどこにというのはこれからの議論になりますが、かなり広いエリアをとっていることと計画している風力発電機がかなり大きいものであることが今回のポイントかなと思います。

先行の二つの事例については、ちょっと忘れてしまったけれども、農地の中に建つものであれば、下は、多分、農地ですから、この辺で鳥のことにに関して言うと、森林性鳥類の影響のほうが大きいだろうという予想がついたのですが、今回、このエリアでこの規模のものでできるということですよ。

ブレードの一番下から地上まで40メートルぐらいあるというのと、ブレードそのものが林間部よりも上に突き出してしまうということになってくるので、林の中に風車そのものができてくる可能性もあるのかなと思うのです。もちろん、風車の周りは少し木を切るかもしれませんが、林間を突き出た構造になってくるでしょう。そうすると、景観の問題も出てくるし、林の中にいる鳥や動物への影響も出てくるのではないかが心配されます。

今は、このエリアのどこに建つのがわからないのですが、前の二つに比べると、森の中という可能性が出てくるのかなと思って、その辺の景観の問題と森の問題と心配されます。

○事務局（武田主幹） 風力発電機の具体的な設置の位置がまだわからないので、今後、どのような地域を選んでいくかですね。事業者も保安林などは極力避けるというような方針も出していますし、その中で実際にどのような環境に建つのが明らかになってくる方法書以降において、森林性鳥類との関係など、もっと詳しく考え方を確認していきたいと思います。

○事務局（佐藤専門主任） 今の件について補足です。

経産省からは、方法書の手続の際には極力風力発電機の位置を記載するようという通達が出ております。ですから、大抵の事業者では、多少の熟度の差はあるのですが、実際に風力発電機を設置する予定の場所はかなり具体的に示してくるケースが最近が多いです。ですから、そのあたりの議論は方法書になるとできてくるのかなと考えております。

○玉田委員 わかりました。

先ほど言った景観の問題、それから、森林性鳥類には割と希少種が多いので、その問題です。また、ここは突き出たところで、渡りの集約される場所になるかと思えます。この辺は、鳥の情報もそんなに多いわけではないので、標識調査なんかもやるとおもしろいというのはみんなが言っているのですが、実際には、かなり距離があるので、やっていないところです。でも、渡り鳥の視点からも要注意なところなのかなと思えます。

そんな視点から考える質問をぶつけていかなければいけないのかなと思えます。

○事務局（武田主幹） フライウェイの問題は、この図書の中にある専門家ヒアリングでも指摘されていますし、方法書段階で配置が明らかになった際、それに対して今後どういう着目点で調査をしていくのか、その段階で明らかにすべきというような指摘もできるかと思えます。

○山下会長 複数案の設定に関してです。

49ページにはほかの事業との関係が図示されており、今回は100基予定しているということですが、他の二つについては大抵どれくらいを予定されていたか、わかりますか。

○事務局（佐藤専門主任） 出力と規模に関しては、大体15万キロワットから20万キロワットで、基数もおおむね半分ぐらいと考えてよろしいかと思えます。

○山下会長 そうすると、大体50基弱ですか。

○事務局（佐藤専門主任） 48基と50基という記載になっております。

○山下会長 先ほどお話があったように、今回、位置関係が全然わからないのです。この全ての範囲の中に100基が満遍なく散らばるのか、それとも、この場所を幾つかに区切って、例えば、3分の1のところを100基を集中して建てるのかなど、イメージが非常につきにくいのです。複数案の設定というところでこういうような広く網をかけられると、配慮書でどういうふうな検討をしたらいいのかわからないというのが正直な感想なのです。

ほかにございませんか。

○河野委員 今まで余り考えなくてもよかったのかもしれませんが、ある地域に複数の業者が固まってこんなに発電機を置くというわけですが、これは土地を借りるわけでしょう。その場合、地権者がどういうふうな業者に分配して貸すかという問題も出てくるかと思うのです。

だから、最終的には地権者の意向で決まるというようなこともあり得るのかなと思うのですが、その辺の詳しい情報はありますか。

○事務局（武田主幹） 我々も、質問の中で、例えばえりも町との調整の状況を聞いてい

るのですけれども、具体的に、地権者がどう判断するのか、どういう契約形態をとるのかまでは我々も聞く立場にないので、具体的な把握はしていないところです。

○河野委員 具体的に地権者はモザイク状に存在すると考えていいのですか。それとも、国の土地であるのですか。

○事務局（武田主幹） これだけ範囲が広いので、さまざまな土地があるようですが、主にはえりも町で管理している牧野が事業地として適切だと考えるというふうに伺っております。

○河野委員 わかりました。

○事務局（武田主幹） 補足です。

牧野にはえりも町だけではなく民有地も含まれていますので、それぞれの民有地についても事業者が交渉することになると思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 計画が実現可能かどうかという観点からお聞きしたいのですけれども、発電機がこんなにたくさんできるわけですね。でも、送電線網が足りない、容量が足りないという話が新聞なんかではちらほら出ていると思うのですが、どうなのでしょう。

○事務局（武田主幹） 以前ですと、送電線は北電が事業地の近くまで引いてくることが多かったが、最近は、発電事業者が北電の求めるポイントまで自分で設置するよう求められることが多くなっていると事業者から聞いています。この事業もある程度の距離のところまで事業者が設置する計画と伺っています。これは、同じ地域で先行している二つの事業でも同じ条件のようです。

○山下会長 今のことについて確認です。

前にも質問があったかと思うのですが、送電線の場合、送電線に関する敷地についてはアセスの対象になるのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 送電線自体はアセスの対象にはなりません。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 日高国立公園の昇格の話と関係するのですが、例えば、区域を広げるなどの情報はありますか。この辺がかかってくるのかかかってこないとかという問題も含めてお願いします。

○事務局（武田主幹） 日高国立公園は、環境省で国立公園にする構想を持ってしまして、それに当たり、必要な区域の拡張などを考えていると伺っています。

ただ、具体的に、どのような区域をどういう地種区分で指定するかまではまだ公表されていないので、事業者もそれを考慮する段階にはまだないと考えています。

○河野委員 委員にわかる方がいれば教えてほしいのですけれども、風力発電機の高さがどんどん高くなっています。これは発電の効率の問題もあるかと思いますが、また高くなる可能性もあります。

今は、全高180メートルですが、これ以上高くなると鳥類にとって危険だという高さ

はあるのですか。それとも、線形的に危険なのですか。例えば、渡りの高度が100メートルだからとか、そんなものはあるのですか。

○玉田委員 鳥の側で言えば、それを障害物として認識すれば、100メートルや200メートルを飛び越すぐらいは、鳥の飛翔能力からすれば問題ないのかもしれませんが、それはわかりません。

それから、景観に関しては、大きくなればなるほど問題がありますよね。ただ、逆に大きくなるかわりに基数が減るのであればどう考えるか、景観の視点から言うとトレードオフがあるのかもしれないですね。

○河野委員 鳥の飛翔のエネルギー消費という観点からいくと、高いとそれだけどけなければいけないではないですか。

○玉田委員 よく言われるのは、そこに物があって、それを回避しようとする余計に迂回するエネルギーがかかるということです。確かに、人間でも、同じように、真っすぐ行くよりは迂回したほうが大変だということがありますよね。でも、それをどこまで考慮するかという問題です。騒いでいる人たちは問題だと言っているけれども、僕は、個人的にはそんなに問題ないのではないかなと思っています。科学的な根拠は何もありませんけれども、そういう問題よりも、むしろ、そこに物ができてしまって、その生息地を潰してしまうことのほうが大きな問題になってくるのかなと僕は思っています。

○河野委員 では、むしろ、高さというよりも2次元的な位置のほうが重要であるというふうに評価の上では考えられるということではないのでしょうか。

○事務局（武田主幹） そのことについてはさまざまな研究がされているようですが、こういうような法則性を持って影響が大きくなるというところまでは、明らかになっていないようです。

諸外国、例えばヨーロッパでは、北海の大規模な洋上風力事業で、洋上にレーダーサイトまでつくって渡り鳥への影響を確認しています。ガン的一种などは大きく迂回して、それによるエネルギーロスの計算までしているのですが、それがどれだけの影響を及ぼすかは、まだわからないというような結果になっていたかと思えます。

また、研究はこれからなのかもしれませんが、風力発電機が大きくなると、今度は風力発電機間の間隔も当然大きくなります。それが鳥によって良い影響になるのか、それとも、その空間を鳥はうまく認識できないのか、今後の研究結果を待ちたいと思っています。

ちなみに、今後主力になるであろう洋上風力は、1基で1万キロワットです。つまり、1基を建てるとアセスの第1種事業の対象となるというような大型のものとなります。

○山下会長 ほかにございませんか。

○隅田委員 そのことに関連質問ですけれども、事業者回答の資料1-1の質問番号2-5にもありますし、ほかのアセスでも出てきますが、500メートル離しなさいというような指標がかなり以前の発電機を対象にしているはずですよね。しかし、これだけ大きくなると500メートルで済まないと思うのです。

発電機のサイズに対してどういうふうを考えなければいけないというような検討がなされているかどうか、あるいは、そういう研究事例があるのかどうか、そういうことも調べていただきたいと思います。

○事務局（武田主幹） そのことについては、以前から使われているこの指標が適切と考えるのか、新しい事業規模に合うものかどうか、事業者にも今後確認したいと思います。

○隅田委員 ブレードが大きくなると回転数はゆっくりになるのですか、回転数は変わらないのですか。

○事務局（武田主幹） 私どもでも確認していません。機種によって違うかもしれませんが、風車の大きさと回転速度、あるいは、回転数とブレードの先端の速度でまた考え方が変わるかもしれませんので、調べてみたいと思います。

○山下会長 それに関して質問です。

質問番号2-5の事業者回答の中で、住宅等からおおむね風車の全高3倍以上の距離を離すこととされているとありますよね。

私は、昔から、どこでも大体500メートル離しておけばいいのかなと思っていたのですが、この3倍というのは基準としては正しいというか、こういう言葉が入っているのでしょうか。

○事務局（佐藤専門主任） ここで書かれている全高の3倍というのは去年策定されたえりも町のガイドラインに記載されている内容になります。

○山下会長 わかりました。

ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、以上で終了いたします。

本日の議事は、これで全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いします。

4. 閉 会

○事務局（武田主幹） 皆様、本日は、えりも町風力発電事業の案件につきご審議いただき、ありがとうございました。

今回は、令和元年度第4回の審議会になります。9月4日水曜日の14時から、第二水産ビル3階の3G会議室で開催する予定です。詳細が決まりましたら改めてご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

○山下会長 それでは、本日の審議会を終了します。

お疲れさまでした。

以 上